

○後発医薬品使用体制の推進について

現在、全国的に医薬品の供給が不安定な状況となっており、保険薬局や病院では指定した銘柄の薬が入手困難となっています。このような状況を踏まえ、後発医薬品の推進を図りながら医薬品の安定供給に資する取り組みを行うよう、厚生労働省より求められています。

当院は後発医薬品使用体制加算に係る届出を行っている保険医療機関であり、後発医薬品の使用を推進しています。また、医薬品の供給が不足した場合に治療計画等の見直しを行う等、適切に対応できる体制をとっています。医薬品の供給不足等により同じ系統の異なる薬に変更する場合には十分に説明を行います。

ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

～～ 例 ～～

血圧のお薬「〇〇〇錠」の供給が困難

↓

同成分の薬が入手できる場合・・・同じ成分の「△△△錠」に変更

↓

同成分の薬が入手できない場合・・・同じ系統の血圧の薬「□□□錠」に変更

令和6年 4 月 1日

国立病院機構熊本南病院